

# 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価支援等業務委託仕様書

## 1. 業務の目的

本市では、市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民どうしが対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互い理解し合うことを通じて、地方自治に基づく、地域力を活かしたまちづくりを進めるため、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」（以下、「条例」という。）を施行し、参画と協働のまちづくりを進めている。については、条例第 16 条に基づき、より現状に則した条例になるよう評価及び見直しを行う。

## 2. 業務内容

- (1) 条例に基づく取り組み状況のとりまとめ・分析、課題の抽出及び事例等を踏まえた対応策の検討及び提案の作成
- (2) 評価委員会の運営（会議に必要な資料にかかる調査、作成及び必要部数の印刷、会議へのオブザーバーとしての出席、会議で出された意見の整理、会議録作成等を含む）
  - ・委員数：16 名以内（学識 2 名、市民委員 14 名 程度）
  - ・評価委員会：年 4 回程度開催予定
- (3) 提言書の作成
  - ・電子媒体での納品
  - 提言書の原稿他、計画策定支援のために作成した資料、統計等
- (4) その他
  - ①当該業務にかかる担当者との打合せ及びその他必要とする作業
  - ②条例に関わる国、大阪府、自治体の動向、先進自治体の事例の情報収集・分析を行い、八尾市へ情報提供及び具体的な事業提案を行うこと

※本業務を行ううえで、下記資料 A～C について見識を深めた中で、従事すること

A. 「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」による取り組みに関する提言（平成 28 年度の条例の評価見直しにかかる提言書）

掲載URL：<https://www.city.yao.osaka.jp/0000037943.html>

B. 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例本文及び条例解説

掲載URL：<https://www.city.yao.osaka.jp/0000019932.html>

C. 八尾市第 6 次総合計画

掲載URL：<https://www.city.yao.osaka.jp/0000056162.html>

## 3. 成果品

本業務の成果品については、検査を受けた後、納品するものとし、納期については、会議録に関するものは会議終了後 1 週間以内とし、それ以外は令和 4 年 3 月 31 日とする。

また、成果品については、以下のとおりとする。

- ① 『八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例の評価及び見直しに関する提言書』：冊子データの納品  
（予定納期）令和4年3月末
- ② 評価委員会等の会議録
- ③ その他、検討に使用した資料
- ④ 以上の資料についてのデータ（Word、Excel、PowerPoint）

#### 4. 著作権の帰属

本業務の成果品の著作権は発注者に帰属する。

#### 5. 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

#### 6. 秘密の遵守

本業務実施中に生じるすべての成果品について、許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

#### 7. その他

- ① 提言書等作成に関して必要となる費用については全て委託金額に入るものとする。
- ② この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議し定めるものとする。